

様式第9号 (第17条関係)

時間外労働
休日労働 に関する協定届

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)				
労働者派遣事業(食料品製造業)		株式会社マイ・スター		千葉県山武郡横芝光町横芝2171番地 (0479-74-3101)				
	時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間 (1日を超える一定の期間起算日)			期間
					1日	1ヶ月(毎月1日)	1年(毎年7月1日)	
①下記②に該当しない 労働者	別紙労使協定書のとおり	別紙協定書 のとおり	別紙協定書のとおり	1日7時間45分 および 1日8時間00分	別紙協定書 のとおり	別紙協定書の とおり	別紙協定書の とおり	平成30年8月10日から 1年間
②1年単位の变形労働 時間制により労働する 労働者								
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻			期間
別紙労使協定書のとおり		別紙協定書 のとおり	別紙協定書のとおり	毎週2日	別紙協定書のとおり			平成30年8月10日から 1年間

協定の成立年月日 平成 30年 8月 10日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名
氏名

官業・管理係員
緑川 茂樹

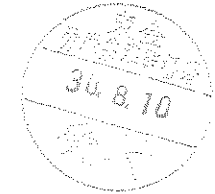
協定の当事者(労働者の過半数を代表する者)の選出方法(投票による選出)

平成 30年 8月 10日

使用者

職名
氏名

株式会社 マイ・スター 代表取締役
飯田 泰司



東金労働基準監督署長殿

時間外労働及び休日労働に関する労使協定書

株式会社マイ・スター（以下「会社」という）と従業員過半数代表者 緑川茂樹は、労働基準法第36条第1項に基づき、法定労働時間を超える労働（以下「時間外労働」という）及び法定休日の労働（以下「休日労働」という）に関し、下記のとおり協定する。

記

第1条（時間外・休日労働の必要のある具体的事由）

時間外労働及び休日労働の必要のある事由は、次の場合とする。

- ① 受注した作業量が通常の労働時間の勤務では処理できないときが明らかなとき
- ② 納期が集中し、法定労働時間内の勤務では処理が困難なとき
- ③ 時期的、季節的に業務が集中し、法定労働時間内の勤務では処理が困難なとき
- ④ 月末、期末等の納期、検査、生産、棚卸、集金、経理事務等の業務繁忙なとき
- ⑤ 突発的な緊急業務が発生し集中的に処理しなければならないとき
- ⑥ その他前各号に準ずる事由が生じたとき

第2条（時間外労働及び休日労働を必要とする業務の種類及び労働者数）

時間外労働及び休日労働を必要とする業務の種類及び労働者数は次のとおりとする。

- ① 営業 100人
- ② 事務 100人
- ③ 設計 50人
- ④ 接客 100人
- ⑤ 清掃 100人
- ⑥ 介護 50人
- ⑦ 製造 300人
- ⑧ 組立 100人
- ⑨ 加工 100人
- ⑩ 検査 100人

第3条（時間外労働の限度）

この協定により延長することができる労働時間の限度は、法定の1日の実労働時間が8時間、1週40時間を超えて延長する労働時間とし、具体的には次のとおりとする。なお、起算日は、1ヶ月については毎月1日、1年については毎年7月1日とする。

① 営業	1日	5時間	1ヶ月45時間	1年360時間
② 事務	1日	5時間	1ヶ月45時間	1年360時間
③ 設計	1日	5時間	1ヶ月45時間	1年360時間
④ 接客	1日	5時間	1ヶ月45時間	1年360時間
⑤ 清掃	1日	5時間	1ヶ月45時間	1年360時間
⑥ 介護	1日	5時間	1ヶ月45時間	1年360時間
⑦ 製造	1日	5時間	1ヶ月45時間	1年360時間
⑧ 組立	1日	5時間	1ヶ月45時間	1年360時間
⑨ 加工	1日	5時間	1ヶ月45時間	1年360時間
⑩ 検査	1日	5時間	1ヶ月45時間	1年360時間

第4条（労働することができる休日）

この協定によって労働することができる休日並びに始業、終業時刻は次のとおりとする。

① 営業	1月に3日	始業午前8時30分	終業翌朝8時30分
② 事務	1月に3日	始業午前8時30分	終業翌朝8時30分
③ 設計	1月に3日	始業午前8時30分	終業翌朝8時30分
④ 接客	1月に3日	始業午前8時30分	終業翌朝8時30分
⑤ 清掃	1月に3日	始業午前8時30分	終業翌朝8時30分
⑥ 介護	1月に3日	始業午前8時30分	終業翌朝8時30分
⑦ 製造	1月に3日	始業午前8時30分	終業翌朝8時30分
⑧ 組立	1月に3日	始業午前8時30分	終業翌朝8時30分
⑨ 加工	1月に3日	始業午前8時30分	終業翌朝8時30分
⑩ 検査	1月に3日	始業午前8時30分	終業翌朝8時30分

第5条（特別延長時間）

第3条の規定にかかわらず、事務、設計、製造、組立、加工、検査部門の労働者に以下に定める緊急やむを得ない事態が発生した場合は、特別延長時間を適用するものとする。

- ① 機械・設備等の緊急修理・補繕等の場合
 - ② 予想を超える大量受注の場合
 - ③ 納期が逼迫した場合
 - ④ 大規模なクレームが発生した場合
 - ⑤ 決算期で、特別延長時間を適用しないと決算の処理に間に合わないとき
2. 特別延長時間は、1ヶ月75時間、1年720時間とする。
 3. 特別延長時間は労使で協議のうえ、その適用の可否、適用期間を決定する。
 4. 特別延長時間の適用回数は1年のうち6回までとする。
 5. 時間外割増賃金は、1ヶ月45時間までの時間は2割5分、45時間を超え60時間

以内は2割5分、60時間を超える場合は2割5分とし、1年360時間を超える場合は2割5分とする。

第6条（有効期間）

本協定の有効期間は平成30年8月10日から平成31年8月9日までとする。

平成 30年 8月 8日

株式会社マイ・スター 代表取締役 飯田 泰司



株式会社マイ・スター 従業員代表

緑川 茂樹

